

福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン (第2版)

～多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指して～

令和8年2月

福岡県教育委員会

はじめに ～校長をはじめとする全ての教職員の皆様へ～

「自分らしい、ありのままを受け入れてくれる場所が必要です。必要な学びや体験がお友だちや先生とできる場所、そんな学校を今、目指しています。(中略)勉強したいときに勉強できるように。「助けて」って思ったときに相談できるように。学校に行くことが苦しくなったときにも、教室以外でも安心して勉強できるように。(後略)」(文部科学大臣メッセージより)

大切なことは、全ての児童生徒、教職員が「やっぱり学校っていいよね」という言葉を発したり、児童生徒一人一人の個性が尊重され、多様な学びが保障されたりする学校であることです。

学校は、教育基本法第1条に示す「人格の完成」「平和的で民主的な国家及び社会の形成者」を目指す上で価値の高い学びの場です。この教育の目的の達成のために、校長のリーダーシップの下、各学校では授業や学校行事、学校生活を通して児童生徒と教職員が共に成長し、信頼関係を築きながら、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組まれており、学校は、多くの児童生徒にとって大切な学びの場となっています。

一方で、学校に登校したくても登校できない児童生徒もいます。

そのため、教職員として大切にしてほしいことは、教職員が児童生徒一人一人の学びを尊重し、それぞれの学びを通して人格の完成、平和的で民主的な国家及び社会の形成者になっていく児童生徒を支える存在であることです。

そこでこのたび、本県教育委員会では、生徒指導提要の改訂(令和4年12月)や、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月 文部科学省)、「不登校の児童生徒等への支援の充実について(令和5年11月17日5文科初第1505号文部科学省初等中等教育局長通知)」等を踏まえ、令和3年12月に策定した「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン(第1版)」を以下のような観点から更新し、様々な要因により学びのアクセスができない児童生徒をゼロにすることを目指します。

- 国が示している通知等を基に、本県教育委員会としての不登校児童生徒を含む全ての児童生徒への支援に関する考え方等について、改めて示しました。
- 本県教育委員会における不登校児童生徒に対する取組を総括し、今後の取組の方向性を示しました。
- 生徒指導提要に示された重層的支援構造に基づき、不登校児童生徒の支援の在り方や本県教育委員会の取組及び県内の市町村教育委員会や学校等の特色ある取組について、事例等を掲載しました。
- 「出席扱い」「成績評価」について、国が示している通知を基に、本県教育委員会としての基本的な考え方を示しました。

本グランドデザインの改訂に当たり、市町村教育委員会、学校、関係機関、保護者の皆様をはじめ、本県の児童生徒の教育に携わっていただいている全ての皆様に深く感謝申し上げるとともに、児童生徒の明るい未来のために、今回の改訂の趣旨を御理解いただき、今後の多様な学びの支援に役立てていただければ幸いです。

令和8年2月

福岡県教育委員会

文部科学大臣メッセージ
～児童生徒のみなさんへ～

こんにちは。文部科学大臣のあべ俊子です。

自分を大切にすることが、1番大切です。

自分らしい、ありのままを受け入れてくれる場所が必要です。

必要な学びや体験がお友達や先生とできる場所、そんな学校を今、目指しています。

でも、まだまだいっぱい課題はあります。私たちも頑張ります。

勉強したいときに勉強できるように、「助けて」って思ったときに相談できるように。

学校に行くことが苦しくなったときにも、教室以外でも安心して勉強できる。

「相談できる」「つながることができる」ように、文部科学省も頑張っています。

文部科学大臣としても、もっともっと、まだまだ、安心していろんなことを学べる環境づくりに向けて頑張っていきますので、みなさんも困ったときは周りの大人に相談してくださいね。

令和6年11月

文部科学大臣 あべ俊子

【文部科学省ホームページ(令和6年11月22日)】

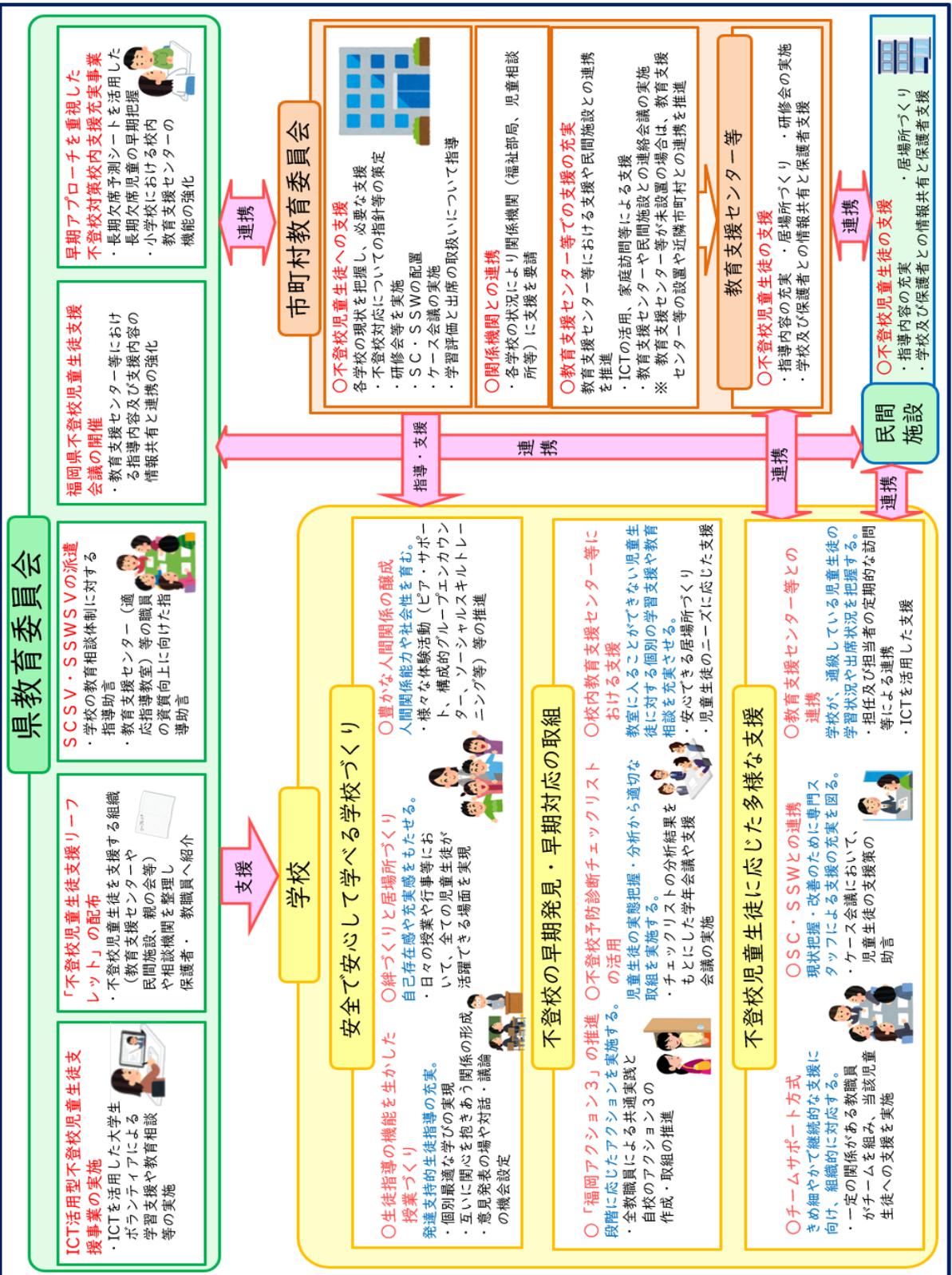
本グランドデザインにおける不登校児童生徒とは、「相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるもの」(義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第2条第3号)となります。

本県教育委員会では、相当の期間学校を欠席する児童生徒にとっても「学びの保障」がなされる支援体制づくりに取り組んでいきます。

不登校児童生徒支援グランドデザインに基づく取組の全体像について

下の図では、学校・市町村教育委員会（教育支援センター等）・県教育委員会・民間施設の連携と、それぞれの役割や取組を示しています。全ての児童生徒が多様で適切な学びにアクセスできるように他機関と連携しながら支援していきます。 ※全体像は毎年度更新します。

福岡県不登校児童生徒支援グランドデザインに基づく取組の全体像（令和7年度）



< 目 次 >

I	不登校の現状について	1
1	不登校児童生徒数	
2	不登校児童生徒における相談・指導等の状況	
3	教育支援センター等の状況	
4	教育委員会と民間団体・民間施設との連携	
II	多様な学びの支援について	4
1	不登校に関する基本的な考え方	
2	大切にしたい児童生徒の社会的自立と多様な学びの支援	
3	一人一人に応じた多様な学びの場、多様な学び方	
III	不登校児童生徒への支援について	7
1	近年の取組の内容と総括	
2	今後の取組の方向性	
3	不登校対策につながる支援（発達支持的生徒指導）	
4	不登校対策としての支援（課題予防的生徒指導）	
5	不登校児童生徒への支援（困難課題対応的生徒指導）	
6	多様な学びを支援する関係機関との連携	
IV	指導要録上の出欠の取扱い、成績評価について	14
1	不登校児童生徒の居場所と出欠の取扱い	
2	「出席扱い」の判断について	
3	成績評価について	

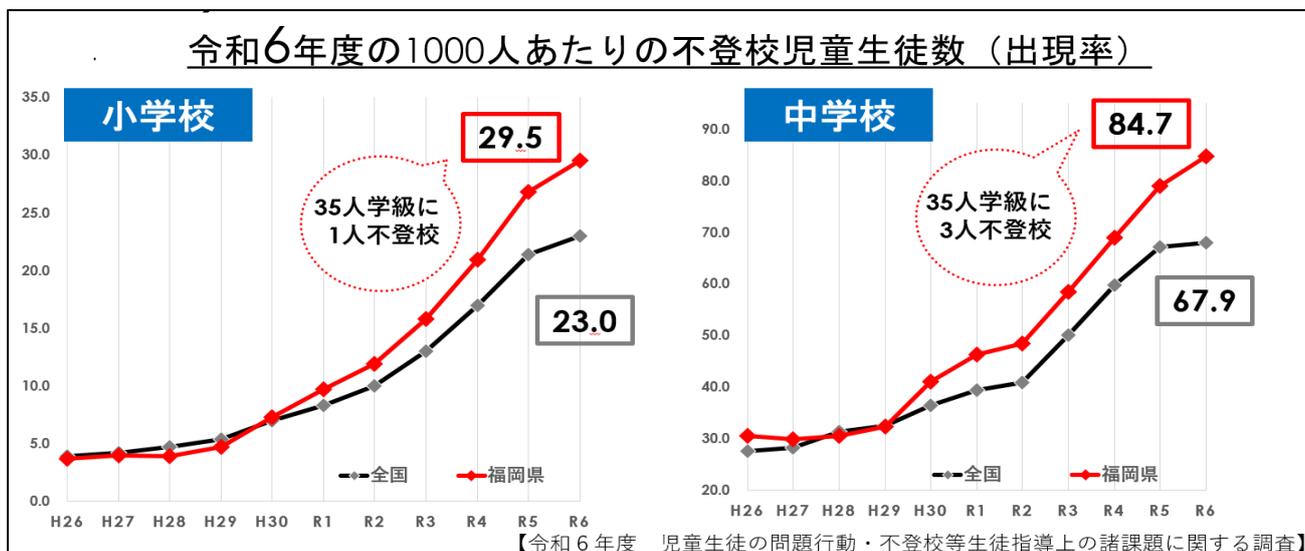
（別冊）事例集・資料集

I 不登校の現状について

I 不登校児童生徒数

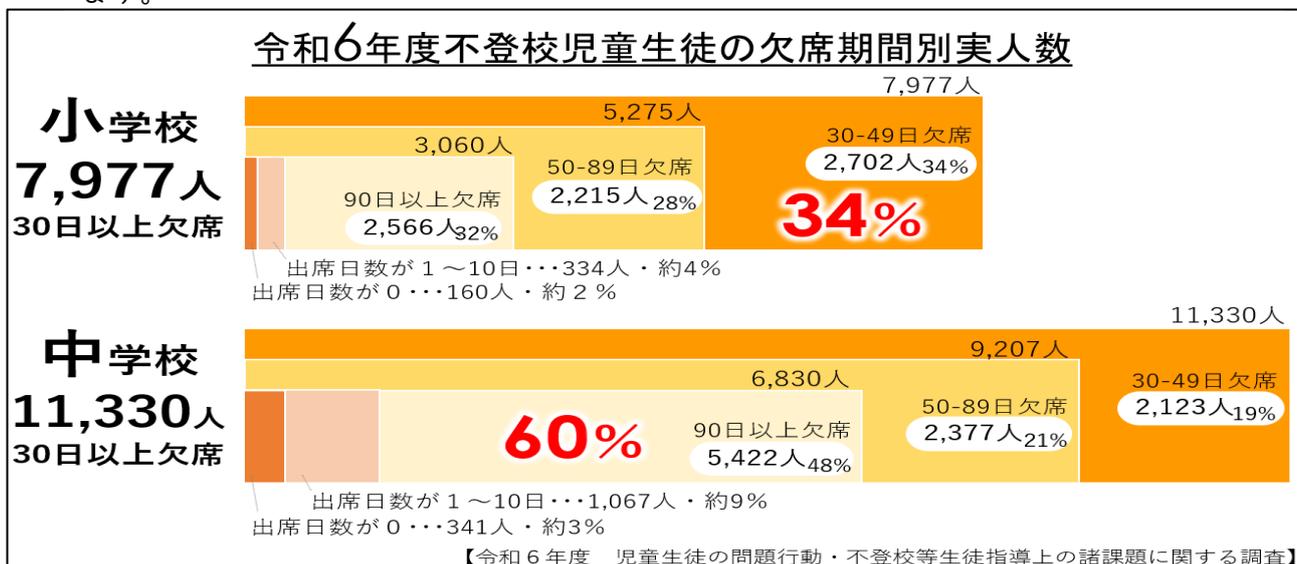
令和6年度における県内公立小中学校の不登校児童生徒数は19,307人で、小学校7,977人、中学校11,330人となっています。県内公立小・中学校の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、47.8人で、小学校29.5人、中学校84.7人となっています。なお、全国では1,000人当たりの不登校児童生徒数は、38.6人で、小学校23.0人、中学校67.9人となっており、本県は全国的にも高い状況にあります。

また、本県の令和6年度の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、令和3年度と比べると1.6倍になっています。



本県の小学校と中学校別の推移を見ると、小学校段階での不登校の出現率が著しく伸びており、令和2年度と比較すると小学校では2.7倍、中学校では1.6倍に増加しています。

また、不登校児童生徒数の割合を欠席日数別で見ると、最も多い割合を占めているのは、小学校で30日～49日（週に1日程度の欠席）が34%、中学校で90日以上が60%となっています。

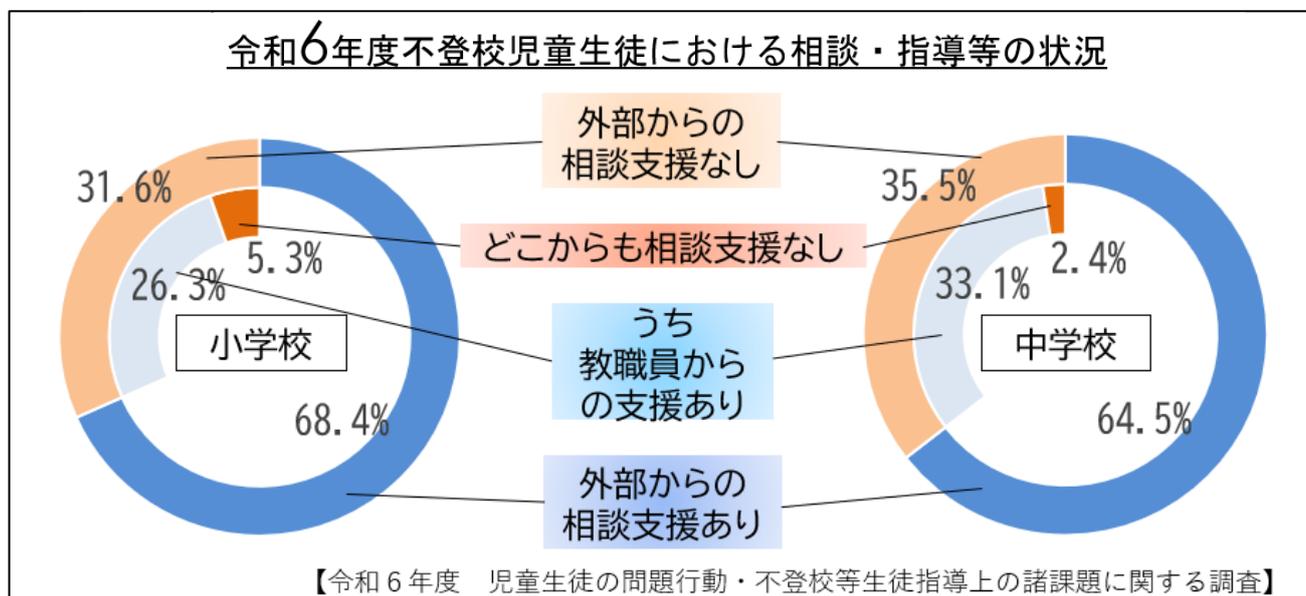


2 不登校児童生徒における相談・指導等の状況

令和6年度、担任等の教職員以外の教育支援センター、児童相談所、病院、養護教諭、スクールカウンセラーなど学校内外での相談・指導等を受けている不登校児童生徒の割合は、全国は小学校で63.6%、中学校で60.2%です。本県は小学校で68.4%、中学校で64.5%となっており小・中学校ともに全国よりも高い状況です。

欠席が90日以上の不登校児童生徒で見ると、本県は小学校で75.9%、中学校で66.7%となっています。

また、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた不登校児童生徒数の割合を比較すると、全国は小学校で87.5%、中学校で90.4%に対し、福岡県は小学校で83.1%、中学校で93.3%となっており、小学校は全国より低く、中学校は全国より高い状況です。



3 教育支援センター等の状況

(1) 市町村が設置する教育支援センターについて

教育支援センターは、学校に登校できないが、学校とは別の場所であれば登校できる不登校児童生徒が学習支援や教育相談を受けることができる公的な居場所になります。令和6年度、本県の校外教育支援センター等を設置している市町村数は51市町村で、設置率は85%となっています。

令和6年度に、教育支援センターで相談・指導等を受けた不登校児童生徒数は、991人（小学校320人、中学校671人）となっており、そのうち欠席が90日以上の不登校児童生徒は731人で、利用した児童生徒の約7割を占めています。また、教育支援センターに通った児童生徒991人のうち、612人（小学校171人、中学校441人）が出席扱いとなっています。

(2) 各学校内に設置されている校内教育支援センターについて

校内教育支援センターは、在籍学級に入りづらい児童生徒が、校内の落ち着いた空間の中で

自分に合ったペースで学習・生活ができ、自分のクラスとオンラインでつないで授業を受けるなど多様な学び方ができる居場所です。

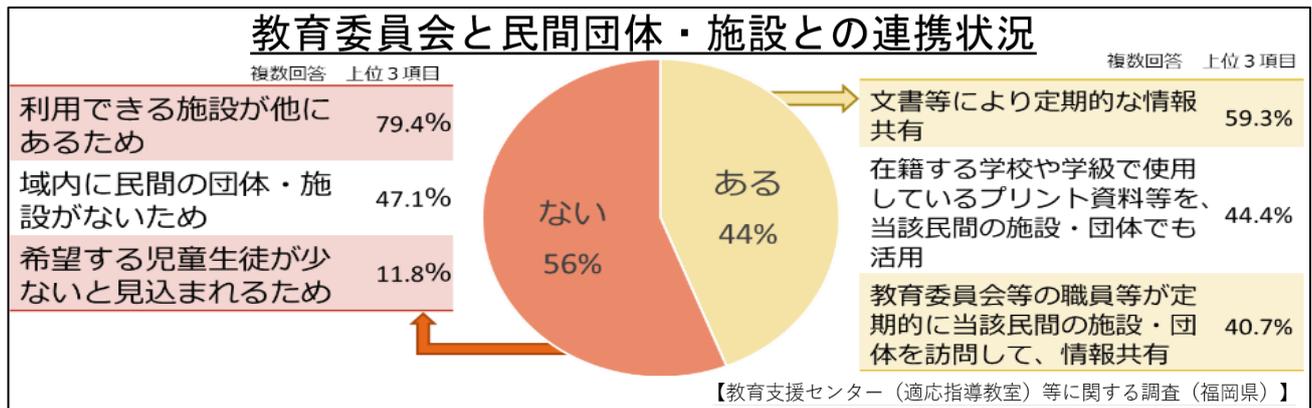
令和6年度、本県における校内教育支援センターの設置状況は、小学校で29.5%、中学校で68.9%です。令和7年度、本県では市町村における不登校児童支援員の配置を支援する「早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業」を14市町の小学校18校で実施しています。校内教育支援センターを設置し、早期対応することで、新規不登校の発生が減少するなどの効果が見られます。

教育支援センターについては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文科科学省）において、設置の促進や機能強化を推進することが明記されていますが、設置の義務や設置基準等の法令はありません。各市町村では独自に設置するほか、近隣の市町村の施設や民間の施設と連携して受け入れを行っていたり、校内教育支援センターで対応していたりと、様々な形態や内容で支援体制の構築が進められていますが、不登校児童生徒の支援の中核となる教育支援センター等の果たす役割が重要となるため、機能の強化・向上が必要であるとされています。

4 教育委員会と民間団体・施設（フリースクール等）との連携

市町村教育委員会と民間団体・施設との連携について、令和3年度調査では、県内27市町村（全体の45%）が実施しています。具体的な連携内容については、以下の図のとおりですが、多くは情報共有や資料提供にとどまっているため、今後はさらに学校、教育委員会と民間団体・施設との連携を充実させる必要があります。

また、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援において、教育委員会や学校と民間団体・施設とが連携して相互に協力・補完することの意義は大きいと、切れ目のない支援体制の構築についても、関係機関が連携して検討する必要があります。



【コラム】民間施設（フリースクール）

フリースクールとは、一般に不登校のこどもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を言います。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されています。（「フリースクール・不登校に対する取組」（文科科学省））

「福岡県不登校児童生徒支援リーフレット」（福岡県教育委員会）に、ふくおかフリースクールフレンドシップ協議会把握団体一覧を掲載しています。フリースクールとどのような連携ができるか、参考にしてみてください。 ・福岡県不登校児童生徒支援リーフレット [※別冊事例集・資料集参照](#)

Ⅱ 多様な学びの支援について

「不登校を問題行動として判断してはならない」

このことは、「不登校児童生徒に問題がある」という決めつけを払拭し、教職員・保護者・地域の人々等が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、当該児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であり、不登校児童生徒にとっても、支援する周りの大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として、社会的自立につながるという視点を重視したものと捉えることができます。（「生徒指導提要」（令和4年12月）から抜粋）

Ⅰ 不登校に関する基本的な考え方

（Ⅰ）不登校に対しての正しい理解

不登校は、様々な要因が複雑に絡み合って生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得ます。児童生徒の周りにいる全ての関係者が児童生徒を中心に、それぞれの立場で協力し合って支援を行っていくことが必要です。しかしながら、不登校状態にある児童生徒の理解が不十分であることなどにより、不適切な発言や対応が行われ、それにより不登校が長期化したり、社会的自立や学校復帰を妨げたりすることがあります。そのようなことを踏まえ、教職員一人一人が、不登校に関する基本的な考え方を理解することが重要です。

「学校」の役割

- ・学校は、多くの人たちとのかかわりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場である。
- ・児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくことが重要である。

どの児童生徒にも起こり得るのが「不登校」

- ・取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える。
- ・不登校というだけで、問題行動として受け取られないよう配慮する。
- ・不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあることを理解する。

「社会的自立」を目指す

- ・社会的自立とは、依存しないことや支援を受けないということではなく、適切に他者に依存したり自らが必要な支援を求めたりしながら、社会の中で自己実現していくことを意味することを理解する。
- ・学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

大切なことは「学びの保障」

- ・「学び」が保障されないと、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクを生むことに留意する。
- ・不登校により「学び」へのアクセスができない児童生徒をゼロにするために、関係機関と連携を図り、学校、教室以外の場でも学習機会を保障する。

2 大切にしたい児童生徒の社会的自立と多様な学びの支援

本県教育委員会は、全ての児童生徒の「学びの保障」を大切にするために、以下の取組を推進します。

- 学校が「誰もが安全で安心して学べる場」になること
- 全ての児童生徒の「社会的自立」を目指すために多様な支援体制を整えること

「誰もが安全で安心して学べる場」とは、「全ての児童生徒にとって、学校が安全・安心な居場所となり、学びの保障が最大限になされている場所であること」です。全ての児童生徒にとって学校、とりわけ学級が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり・学級づくり」と個々の学びを保障する「分かりやすい授業の工夫」が求められます。そのために、学校は学習指導と生徒指導を一体的に推進し、魅力的な教育課程の編成や、学習者を大切にした学習者主体の授業づくりを行うことが大切です。その際、全ての教育活動において4つの視点「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識して取り組むことが重要です。また、「自分という存在が大切にされている」「心の居場所がある」「学校が自分にとって大切な学びの場である」と全ての児童生徒が実感できるよう「発達支持的生徒指導」を重視した教育活動を行っていく必要があります。

このようにすることで、全ての児童生徒にとって学校が「誰もが安全に安心して学べる場」となることにつながります。

「社会的自立」とは、「依存しないことや支援を受けないということではなく、適切に他者に依存したり、自らが必要な支援を求めたりしながら、社会の中で自己実現していくこと」です。そのために、「多様な支援体制」を整え、児童生徒や保護者が必要な支援を利用することができるようにします。多様な支援には、チーム学校内のリソース（スクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）、スクールサポーター等をはじめ、学校外の専門的な支援も含まれます。また、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すために教室、学校という場所以外でも支援を受けることができるよう関係機関と連携を図ることも重要です。

このように学校は、不登校児童生徒本人とその保護者の現在の状況を整理し、どのような支援があれば社会的自立を目指すことができるのか、本人や保護者に寄り添いながら多様な支援体制を整えることが求められます。

【コラム】困っているのは誰か

「学校に行きたいけど行けないから困っている」「子どもにどう接すればよいかわからなくて困っている」不登校になったことで、子ども本人とその保護者は大変に困っています。相談の場面では、いろいろな「困った」に寄り添いながら、本人の状態や思い、とらえ方と、本人を取り囲む環境の双方にアプローチをして状況の改善を目指します。

しかし、「もうすぐ運動会だからこのまま来ないのは困る」「保健室は病気の子どもが来るところだから、毎日来るのは困る」と学校からの声が聞こえてきたりします。

不登校で困っているのはいったい誰でしょうか。先生の言葉は、先生が思っている以上に重く、鋭いものです。先生の真意とは裏腹に不登校の子どもや保護者が悩み苦しんでいることが

あります。「困る」のほかにも「なぜ」「ダメ」「いつも」「前に言った」などの言葉を使うときは要注意です。悩みを抱え「困っている」人は言葉に敏感になっていることがあります。支援者として、自分の使う言葉を今一度振り返ってみてください。

出典（原田直樹「先生のための不登校対応サポートブック」中央法規出版）

3 一人一人に応じた多様な学びの場、多様な学び方

全ての児童生徒が自分に合った学びを見つけることができるよう、教職員として多様な学びの考え方を知っておくことは大切です。

特に、児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備することは欠かせません。

○学校に行くことはできるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒

『校内教育支援センター』 学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり、学習のサポートを受けたりできます。学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに在籍学級や学校に復帰する場として活用できます。

○家から出ることはできるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒

『学びの多様化学校』 特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数が少なく、体験活動や探究的な学習が充実するなど、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行うことができます。

○家から出ることができが、学校に行くことができない児童生徒

『教育支援センター』 市町村の教育委員会が開設しており、在籍校から配信される授業にオンラインで参加したり、支援員とともに個別の学習に取り組んだりします。また、在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組めます。

『民間団体等』 多様な学びの場として、フリースクールなどの民間の支援施設があり、学校と連携しながら、学習や体験活動等の機会を受けることができます。

○家から出ることができない児童生徒

『オンラインの活用、アウトリーチ支援』 在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅で受けることができます。学校とつながっていない不登校児童生徒及びその保護者に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターから訪問支援を利用することができます。

なお、不登校児童生徒が学校外の公的機関（教育支援センター）や民間団体・施設等（フリースクール等）で学習したり、ICT等を活用して自宅で学習したりした場合、出席扱い等の要件を満たすと校長が判断した場合は、指導要録上の出席扱いとすることができます。

また、学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし、適切と判断される場合には、学習した内容が評価されます。

- ・ 義務教育段階の不登校児童生徒が公的機関や民間施設において指導・相談を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の手引（令和7年11月 福岡県教育委員会）

※別冊事例集・資料集参照



Ⅲ 不登校児童生徒への支援について

Ⅰ 近年の取組の内容と総括

(1) これまでの取組概要

本県教育委員会では、不登校児童生徒への支援に向けて、次のような取組を行ってきました。

- ア 不登校対策の3つの視点（日常の支援、早期発見・早期対応、きめ細やかで継続した支援）に基づく対応
 - ・ 新たな不登校を生まない学校づくり「福岡アクション3」、一人一人の社会的自立に向けた支援のための家庭の取組「保護者のアクション3」、「不登校予防診断チェックリスト」の活用、校内教育支援センター等における支援
- イ 児童生徒及び保護者の不安・悩みの解消・軽減を主目的とした支援
 - ・ 「子どもホットライン24」での24時間電話相談、SNSを利用した相談窓口、SC、SSW等による専門的支援
 - ・ 「不登校児童生徒支援リーフレット」による情報提供
- ウ 不登校の早期発見・早期対応、学習の保障等を主目的とした支援
 - ・ 不登校対応「チームサポート方式」による組織的な対応及び計画的継続的な支援の実施
 - ・ 「長期欠席予測シート」活用による早期アプローチを重視した支援の実施
- エ 効果を上げている学校の取組の周知及び学校の不登校対策の取組支援
 - ・ 「不登校の未然防止・早期対応の5つの視点リーフレット」による周知
 - ・ 不登校に関する学校支援プロジェクト等の取組支援



年度	施策等	成果等
H13～	子どもホットライン24	24時間電話相談対応、相談件数3399件
H13～	スクールカウンセラー	R2年度から全小・中・義務教育学校に配置 相談件数84,197件(R6)
H14～	チームサポート対応	実施率 小100%・中100% (小中による個票の引継ぎH30～)
H20～	スクールソーシャルワーカー	県内9市町に県費SSW15人配置 市町村単費(県1/3補助)を含め、57市町村が配置しており、98.9%の中学校区に対応
R2～R4	不登校に関する学校支援プロジェクト	効果を上げている学校の取組について情報収集し、 取組のポイント(不登校の未然防止・早期対応「5つの視点リーフレット」)を県下に周知するとともに、 支援が必要な学校における不登校の未然防止・早期対応の組織的な取組を推進
R3～	SNSを活用した教育相談体制整備事業	LINE相談件数3,432件(R6)
R4～R6	不登校児童生徒支援強化事業 ・機能強化モデル事業 ・研修体制整備事業 ・ラーニングサポーター事業	推進市町の取組事例集を作成 学生サポーターによるオンライン学習や相談を3年間で延べ695件実施

R6	不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業	推進3市町で児童生徒への居場所づくり等を実施
R6～	早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業	推進市町村小学校で不登校児童支援員による学習支援、教育相談等を実施(R6 16校、R7 18校)
R7～	ICT活用型不登校児童生徒支援事業(みらいサポーター事業)	学生サポーターによるオンラインでの学習支援や教育相談を実施

(2) 取組の総括

小・中学校ともに不登校児童生徒に対する学校内外での支援の実施率は66.1%と、全国(43.5%)よりも高い割合を示しています。また、中学校における新規不登校生徒の割合は減少しています。これらのことから、これまでの取組による一定の成果が表れていると考えています。しかし、不登校児童生徒数が令和6年度過去最多となるとともに、不登校児童生徒において教職員からの継続的な相談・指導等を含め、学校内外での相談・指導等を受けていない児童生徒が一定数存在しており、支援を一層充実させる必要があると考えています。また、不登校の理由も、友人関係に関する内容や学習面に関する内容、家庭に関する内容等、多岐にわたっており、さらにきめ細やかな対応も求められています。

これらのことを踏まえて、不登校児童生徒の社会的自立を目指し、学びを止めないために、個々の状況に応じた支援を当事者である不登校児童生徒本人及びその保護者と十分に意思疎通を図りながら、学校、教育委員会、関係機関が連携して取組を進めていく必要があると考えています。

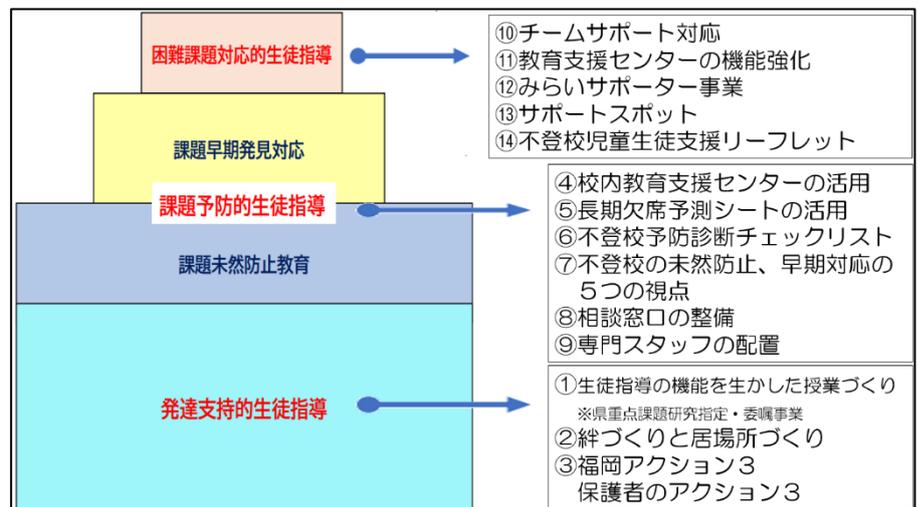


2 今後の取組の方向性

ⅢーⅠ「近年の取組の内容と総括」に記載のとおり、これまでは学校を中心として、新たな不登校を生まない取組・早期発見の取組や早期対応・個別支援の取組を行ってきました。しかしながら、ⅠーⅠ「不登校児童生徒数」に示したとおり、1,000人当たりの不登校児童生徒の数は全国を上回るペースで増加しています。また、「Ⅱ多様な学びの支援について」に記載のとおり、不登校児童生徒への支援の在り方は大きく変化しています。

上の図は、生徒指導提要に示されている生徒指導の重層的支援構造に対応するこれまでの取組を整理したものです。一定の成果を上げている取組を継続しつつ、新たな取組が必要な領域を充実させる必要があります。

上の図は、生徒指導提要に示されている生徒指導の重層的支援構造に対応するこれまでの取組を整理したものです。一定の成果を上げている取組を継続しつつ、新たな取組が必要な領域を充実させる必要があります。



3 不登校対策につながる支援（発達支持的生徒指導）

※以下○の数字は「別冊事例集・資料集」の○番号とリンクしています。

① 生徒指導の機能を生かした分かりやすい授業づくり（子どもが主語になる授業づくり）

○生徒指導の実践上の4つの視点を踏まえた教育活動を推進します。

<4つの視点>

自己存在感の感受、共感的人間関係の形成、自己選択の場の設定、安全・安心な風土の醸成

○全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場といえる授業において、4つの視点を意識した学習指導と生徒指導を一体化させた授業づくりを推進します。

○県重点課題研究委嘱事業（「生徒指導提要（改訂版）」の内容を踏まえた教育活動」（令和5～7年度）の成果を普及させていきます。

<実施地域>

※春日市教育委員会（春日市立春日南中学校）

※川崎町教育委員会（川崎町立川崎中学校、川崎小学校、池尻小学校、真崎小学校、川崎東小学校）

※別冊事例集・資料集参照 

② 絆づくりと居場所づくり

○学校生活において児童生徒が互いに認め合える場面を実現する絆づくり、学級や学校がどの児童生徒にも安心できる場所となる居場所づくりを推進します。

※生徒指導リーフ「絆づくり」と「居場所づくり」Leaf.2

※別冊事例集・資料集参照 

③ 福岡アクション3、保護者のアクション3

○「福岡アクション3」は、不登校対策の「3つの視点」（日常の支援、早期発見・早期対応、きめ細やかで継続的な支援）に基づき、多くの学校で実践されている取組を3つのステージに整理し、それぞれのステージにおいて「すぐできる」「必ずできる」「みんなのできる」取組を「3つのアクション」として示したものです。

○「保護者のアクション3」は、家庭における支援の具体をまとめています。家庭と学校が連携し、生活や学びの場である家庭・学校が安全・安心な居場所となるような取組を進めるとともに、児童生徒の状況を日々把握し、状況に応じて、早期の対応を迅速かつ的確に行うことが重要です。

※「福岡アクション3」、「保護者のアクション3」

※別冊事例集・資料集参照 

【コラム】「寝る」のは心のエネルギーをチャージする魔法の時間？

「寝ること」は、勉強やスポーツと同じくらい、みんなの心や身体の成長にとって大切な「活動」なのです。

1. 脳は寝ている間に「記憶の整理整頓」をしています。
2. 「心のエネルギー」を充電します。
3. 体を大きく、強くします。

これらはすべて、寝ている間に行われるメンテナンスなのです。ですから睡眠のリズムを大切にしましょう。
(西南学院大学 教授 浦田英範)

4 不登校対策としての支援（課題予防的生徒指導）

④ 校内教育支援センターの活用

○自分の学級に入りづらい児童生徒が、校内の落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる居場所です。不登校児童だけでなく、不安や悩みがある児童生徒にとっても効果があります。

○本県教育委員会では令和6年度から、早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業として、令和7年度は県内14市町村の小学校18校に校内教育支援センターを設置しています。

※早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業

※別冊事例集・資料集参照



⑤ 長期欠席予測シートの活用

○不登校兆候のある児童生徒を早期に発見し、早期アプローチを行うための活用を推進します。福岡県立大学の研究に基づき、6月までの児童生徒の出席状況を長期欠席予測シートに入力するだけで、今後30日以上欠席する可能性がある児童生徒が予測でき、支援を必要とする児童生徒を見える化できます。

○不登校児童生徒支援員を活用し、児童生徒一人一人にあった学習支援や教育相談等のきめ細かな対応を組織的に実施し、不登校支援の充実を図ります。

※早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業

※別冊事例集・資料集参照



⑥ 「不登校予防診断チェックリスト」の活用

○不登校の兆候を早期に発見し、早期支援の手がかりを得ることができます。学校の取組を振り返り、教職員で取組の目的等が共有され、協働的な実践につながります。

○教職員の日頃の観察等と客観的なデータを基に多面的な要因分析ができます。

○年2～3回実施し、PDCAサイクルによる取組の評価・改善ができます。

※不登校予防診断チェックリストの活用（FF（ファクトファインディング）調査）

※不登校の未然防止、早期対応の5つの視点

※別冊事例集・資料集参照



⑦ 「不登校の未然防止、早期対応の5つの視点（リーフレット）」に基づく取組の推進

○不登校の未然防止、初期対応、社会的自立に向けた支援等、効果的な支援を行っている学校の取組を参考に、5つの視点（「不登校の要因分析」「共通理解・共通実践を促す取組の工夫」「実効性のあるチーム支援」「専門スタッフを活用した関係機関との連携」「分かる」「できる」喜びのある授業づくり）に基づく対応を促すリーフレットを作成し取組を推進しています。

※不登校の未然防止、早期対応の5つの視点

※別冊事例集・資料集参照



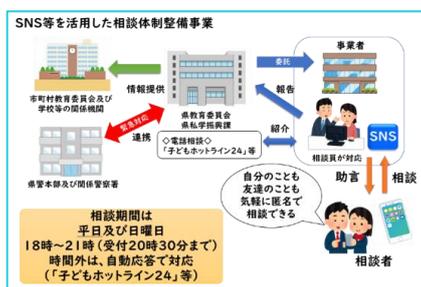
⑧ 相談窓口の整備（「こどもホットライン24」・SNS相談窓口「児童生徒の悩み相談窓口」）

○「こどもホットライン24」では、児童生徒の悩みや相談について24時間電話相談を受け付けています。また、コミュニケーション手段にSNSが普及していることを踏まえ、いじめを含め様々な悩みを抱える児童生徒に対し、即時に応答する双方向システムである「LINE」を活用した「児童生徒の悩み相談窓口」を開設しています。

○他にも、児童生徒が相談したいと思った時に、いつでも相談できるよう、様々な相談窓口をとりまとめ、児童生徒に配布しています。

※相談窓口一覧

※別冊事例集・資料集参照 



⑨ 専門スタッフの配置 (SC・SSW等)

○本県教育委員会では、県下の各小・中・義務教育学校への専門スタッフ配置を推進しています。専門スタッフはSC、SSW、生徒指導支援スタッフがおり、高度な専門性を有するスタッフが教職員と協働して不登校児童生徒の支援に取り組んでいます。

○SC及びスクールカウンセラースーパーバイザー（以下「SCSV」という。）の配置令和2年度からSCを小学校・中学校・義務教育学校（指定都市を除く。）の全校に配置し、児童生徒及び保護者のカウンセリングや教職員への研修、校内いじめ対策委員会への支援などを行っています。



○SSW及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下「SSWSV」という。）の配置平成30年度から、生徒指導・教育相談体制強化推進市町村として指定した市町村に県費職員を配置しています。

また、SSWの配置を支援するため、市町村が実施するSSW配置事業に対して補助を行っています。

令和7年度は県内58市町村のうち、57市町村にSSWが配置されています。（指定都市を除く。）



○生徒指導支援スタッフ

平成30年度から生徒指導・教育相談体制強化推進市町村として指定した市町村に、退職警察官を生徒指導スタッフとして配置しています。警察と連携して、学校の支援に当たっています。



名称	定義	資格等
スクールカウンセラー (SC)	公認心理師等の資格を有し、臨床心理の専門家として、学校における教育相談機能の向上に努め、もって不登校やいじめ等の生徒指導上の諸課題の解決に資する。	公認心理師、臨床心理士又はそれに準ずる者、大学教授、精神科医等
スクールソーシャルワーカー (SSW)	社会福祉士及び精神保健福祉士等の資格を有し、福祉の専門家として、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築き、児童生徒に影響を及ぼしている環境の改善に資する。	社会福祉士及び精神保健福祉士又はそれに準ずる者等

※学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働 Q&A

※専門スタッフを活用した関係機関との連携（「不登校の未然防止、早期対応の5つの視点」）

※児童生徒を取り巻く生活環境改善事業

※別冊事例集・資料集参照

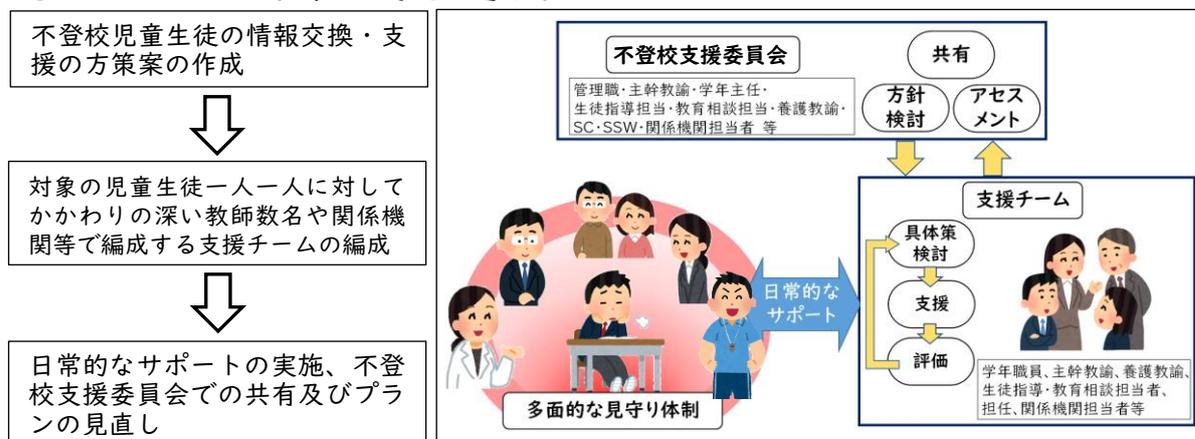


5 不登校児童生徒への支援（困難課題対応的生徒指導）

⑩ チームサポート方式による対応

○チームサポート方式とは、学級担任にこだわらず、不登校児童生徒（不登校兆候を示す児童生徒を含む。）と一定の人間関係ができていない教師等がチームを組織し、それぞれの役割を明確にし、効果的な支援を組織的に行うものです。

○チームサポート方式での対応の進め方



○一人の担当教師だけが全責任を負って不登校児童生徒に対応するのではなく、学校の組織を生かしながら、支援チームを編成して担当者の日常的なサポートを行います。

○支援計画（個票）については、「基本情報シート」と「学年別支援計画シート」を作成し、進級や進学した際には次の学年や学校に引き継ぎます。支援計画だけでなく、毎週の支援の状況を記録し、きめ細かく継続的な支援に取り組みます。また、これまでの支援状況を参考にして、より適切な支援が行えるようになります。

⑪ 市町村が設置する教育支援センターの機能強化

○本県教育委員会では、令和4年度から令和6年度までの3年間、教育支援センターの機能強化を目指し、6市町村モデル地域を中心に取組を推進してきました。

○この事業では、アウトリーチ支援の充実や、SCSV・SSWSVの派遣等による職員への研修や対応方針への助言、学校・関係機関等との連携を進めることができました。

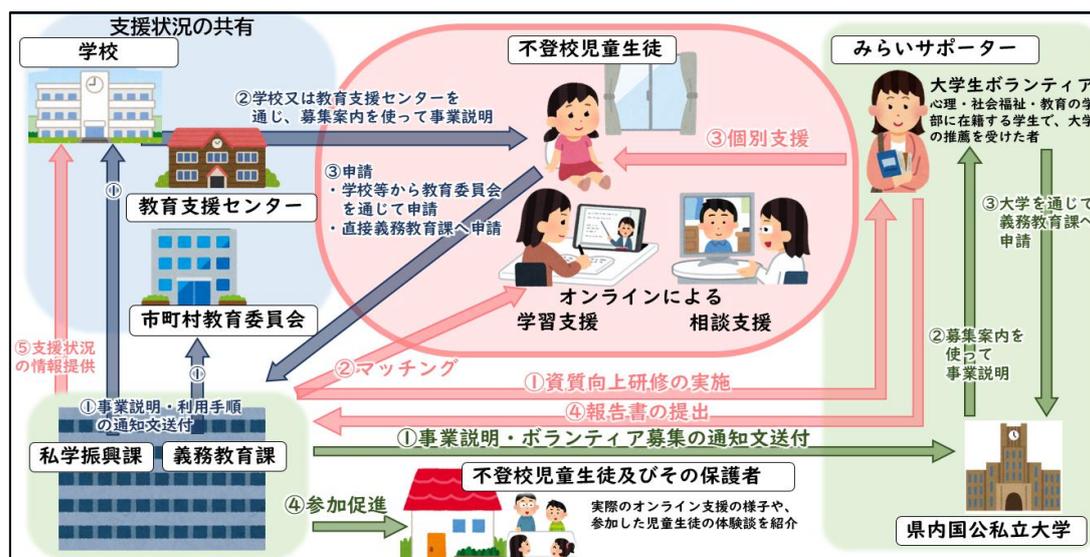
○各市町村教育委員会における教育支援センター等の設置や機能強化に向けた検討の参考資料となるように、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日 元文科初第698号 文部科学省初等中等教育局長通知）の「（別添4）教育支援センター整備指針（試案）」を参考としつつ、教育支援センター等に期待される役割や機能、本県内外における先進的な取組事例などをまとめた「令和6年度不登校児童生徒支援強化事業（令和7年3月）」を作成し、市町村教育委員会へ周知しています。

※「令和6年度不登校児童生徒支援強化事業（機能強化モデル事業）」

※別冊事例集・資料集参照



⑫ ICT活用型不登校児童生徒支援事業（みらいサポーター事業）による支援



○不登校児童生徒に対して、心理、社会福祉、教育等を学んでいる大学生ボランティア（以下「みらいサポーター」という。）を活用したオンラインによる学習支援や教育相談等を継続することで、将来の社会的自立に向けた活動を促しています。

○申込みは、学校等を通すことなく不登校児童生徒本人または保護者が直接申し込むことができます。

※ICT活用型不登校児童生徒支援事業（みらいサポーター事業）

※別冊事例集・資料集参照 

⑬ サポートスポット（社会教育課事業）

○令和7年度より「地域総がかりで行う不登校児童生徒支援事業」として、各市町村にサポートスポットの設置を推進しています。

○市町村が、児童生徒の社会的自立に向け、公民館やコミュニティセンター、図書館等に開設する地域の居場所です。自分のペースで安心して過ごせることを第一に、人とのつながりづくりや体験活動等を行うことができます。

※地域総がかりで行う不登校児童生徒支援事業サポートスポット（社会教育課事業）

※別冊事例集・資料集参照 

⑭ 不登校児童生徒支援リーフレットによる保護者支援及び関係者の理解促進

○不登校の捉え方や支援の在り方、社会的自立に向けて支援する組織（学校・市町村教育委員会・福岡県教育センター・教育支援センター・民間施設等）の役割や不登校を支える親の会団体及び各種相談機関等を記載した「不登校児童生徒支援リーフレット」を作成しています。各市町村教育委員会、学校、必要な児童生徒、保護者等に配布し、活用を推進しています。本県のホームページからもダウンロードできます。

※福岡県不登校児童生徒支援リーフレット

※別冊事例集・資料集参照 

6 多様な学びを支援する関係機関との連携

⑮ 福岡県不登校児童生徒支援会議の設置

○教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備し、支援の充実を図ることを目的とし、不登校支援に関する有識者、市町村教育委員会及び教育支援センター等、そして、民間団体・施設等の関係者と連携し、不登校児童生徒支援について協議や情報交換を行っています。

⑯ 福岡県教育相談ネットワーク会議の設置

○児童生徒に関わる教育相談機関が相互に連携を強化し、複雑化、多様化した相談内容に総合的、専門的に対応することによって、児童生徒の心の問題の解決を支援する相談ネットワークの充実を図っています。

IV 指導要録上の出欠の取扱い、成績評価について

本県教育委員会では、不登校児童生徒支援のさらなる充実を図るため、「義務教育段階の不登校児童生徒が公的機関や民間施設において指導・相談を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の手引」（令和7年11月）（以下、「手引」という。）を作成しております。その概要は次のとおりであり、出欠の取扱いを判断する際に考えられる一般的な流れや留意事項の目安を参考として示しています。

※義務教育段階の不登校児童生徒が公的機関や民間施設において指導・相談を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の手引（令和7年11月）

※別冊事例集・資料集参照 

1 不登校児童生徒の居場所と出欠の取扱い

不登校児童生徒の居場所		出欠の取扱い
○ <u>学校内での支援</u>	校内教育支援センター	出席
○ <u>学校外での支援</u>	教育支援センター	「出席扱い」が可能
○ <u>学校外での支援</u>	民間施設（フリースクール等）	一定の要件を満たせば「出席扱い」が可能
○ <u>学校外での支援</u>	自宅におけるICT等を活用した学習活動	「出席扱い」が可能

2 「出席扱い」の判断について

指導要録上の「出席扱い」の判断は、保護者からの申請に基づき、以下の要件をもとに市町村教育委員会と学校が協議し、不登校児童生徒の在籍する学校の校長が行います。

【「出席扱い」の要件】

<公的機関又は民間施設で相談・指導を受けている場合>

- ① 当該施設における相談・指導が、不登校児童生徒の社会的自立を目指すものであること。
- ② 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。
- ③ 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ④ 公的機関又は民間施設に通所又は入所して相談・指導を受けていること。

※民間施設については手引の「3 民間施設に関する留意事項」を参考にすること。

※別冊事例集・資料集参照 

<自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合>

- ① 不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であること。
- ② 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であること。
- ③ 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ④ ICT等を活用した学習活動とは、ICT(コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど)や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。
- ⑤ 訪問等による対面指導が定期的かつ継続的に行われることを前提とすること。
- ⑥ 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- ⑦ 校長は、不登校児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について十分に把握すること。
- ⑧ 基本的に不登校児童生徒が公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合であること。
- ⑨ 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

※留意事項については、手引の「4(2) 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の留意事項について」を参考にすること。

※別冊事例集・資料集参照 

3 成績評価について

学校外の公的機関や民間施設等における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断された場合、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入したり、通知表等で児童生徒や保護者等に伝えたりすることができます。

評価については、学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいとされています。

なお、指導要録への記載は、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況や評定を記載することを求めるものではありませんが、学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められます。

【コラム】通学定期乗車券の適用

学校外の公的機関や民間施設へ鉄道やバスで通う場合、実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券(鉄道)や通学定期乗車券(バス)を申請することができます。

校長が指導要録上の出席扱いとしていることが条件です。

「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」

(平成5年3月19日5初中第30号文部科学省初等中等教育局中学校課長通知)

<参考資料>

- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文部科学省初等中等教育局長通知 令和元年10月25日）
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」」（文部科学省 令和5年3月）
- ・「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）
- ・「文部科学大臣メッセージ」文部科学省ホームページ（令和6年11月）
- ・「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」（文部科学省初等中等教育局長通知 令和6年8月29日）
- ・「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について」（文部科学省初等中等教育局長通知 令和7年10月29日）
- ・原田直樹「先生のための不登校対応サポートブック」中央法規出版
- ・「義務教育段階の不登校児童生徒が公的機関や民間施設において指導・相談を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の手引」（福岡県教育委員会 令和7年11月）
- ・「不登校児童生徒支援リーフレット～多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指して～」
(福岡県教育委員会 令和7年3月)

<協力者（福岡県不登校児童生徒支援会議委員）>

所 属・職 名	氏 名
福岡県弁護士会・弁護士	池田 耕一郎
福岡県スクールソーシャルワーカー協会・会長	奥村 賢一
西南学院大学・教授	浦田 英範
福岡県立大学・准教授	原田 直樹

<編集者>

所 属・職 名	氏 名
福岡県教育庁教育振興部義務教育課・課長	矢野 勝也
福岡県教育庁教育振興部義務教育課・主幹指導主事	佐藤 円
福岡県教育庁教育振興部義務教育課・参事兼課長補佐	佐野 健
福岡県教育庁教育振興部義務教育課教育相談室・主任指導主事	河島 健治
福岡県教育庁教育振興部義務教育課教育相談室・指導主事	福井 慎也
福岡県教育庁教育振興部義務教育課教育相談室・指導主事	上田 暁
福岡県教育庁教育振興部義務教育課教育相談室・指導主事	佐藤 浩輔
福岡県教育庁教育振興部義務教育課教育相談室・指導主事	大里 恭太郎
福岡県教育センター教育経営部教育相談班・主任指導主事	坂井 麻紀
福岡県教育庁福岡教育事務所・指導主事	井手 司
福岡県教育庁福岡教育事務所・指導主事	中野 大介
福岡県教育庁北九州教育事務所・指導主事	柿本 達郎
福岡県教育庁北筑後教育事務所・指導主事	二又 清成
福岡県教育庁南筑後教育事務所・指導主事	立石 哲平
福岡県教育庁筑豊教育事務所・指導主事	泉 啓司
福岡県教育庁京築教育事務所・指導主事	古森 亮太



ふくおか教育月間イメージキャラクター「ミライル」
これからの社会をはばたく子どもたちの「翼」をイメージした妖精です

福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン（第2版）

令和8年2月 福岡県教育委員会

〒812-8575

福岡市博多区東公園7番7号

義務教育課 (092) 643-3911